

高齢者等入居支援事業

- ①葬儀の実施 ②残存家財等の撤去
③見守りサービス

- 民間賃貸住宅へお住まいの方が、安心して住み続けられるように支援する制度です。

サービスの内容

① 葬儀の実施（区での手続き後、14日以内に杉並区社会福祉協議会に申し込みをします）

葬儀の実施は、親族がいらっしゃらない方がお亡くなりになった場合、親族に代わって葬儀を行う制度です。

※火葬後のご遺骨は、葬儀社で5年間お預かりします。

② 残存家財等撤去（区での手続き後、14日以内に杉並区社会福祉協議会に申し込みをします）

残存家財等の撤去は、親族がいらっしゃらない方が、お亡くなりになった後に住宅内に残された家財等の片づけを行う制度です。

利用できる方（①葬儀の実施・②残存家財等撤去 共通）

- ・高齢者（単身）・・・自立した日常生活が営める65歳以上の方で、戸籍上ご存命の配偶者及び直系血族（親・子）、二親等内の傍系血族（兄弟姉妹）がいないこと。
- ・障害者（単身）・・・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは愛の手帳の交付を受けている方で、戸籍上ご存命の配偶者及び直系血族（親・子）、二親等内の傍系血族（兄弟姉妹）がいないこと。

※ いずれも次の要件を備えている方

- ・区内に居住している方
- ・現にアパートに居住している、または新たにアパートに居住しようとする方
- ・緊急連絡先がある方

必要書類等（①葬儀の実施・②残存家財等撤去 共通）

- 住宅課に提出するもの
 - ・戸籍謄本
 - ・印鑑
- 社会福祉協議会に提出するもの
 - ・高齢者等入居支援事業利用開始通知書（住宅課から送付されてきたもの）
 - ・葬儀の実施預託金 70,000円
 - ・残存家財等撤去預託金 50,000円
 - ・印鑑

③ 見守りサービス（区に申し込みをします）

見守りサービスは、週1回、電話をかけて、安否確認を行う制度です。
利用料は無料です。

※ 区での手続きが完了後、見守りサービス担当者から実施日時等の連絡が入りますので、日時等の調整をしてください。

利用できる方

- ・ 高齢者(単身)・・・自立した日常生活が営める65歳以上の方
- ・ 障害者(単身)・・・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは愛の手帳の交付を受けている方

※ いずれも次の要件を備えている方

- ・ 区内に居住している方
- ・ 現にアパートに居住している、又は新たにアパートに居住しようとする方
- ・ 緊急時連絡先がある方

※ 介護保険サービス等を受けられている方は利用できません。



問い合わせ先

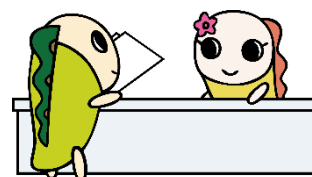
- 各サービスの申請について

杉並区居住支援協議会 事務局

(杉並区役所 都市整備部住宅課管理係)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-5307-0661 (ダイヤルイン)



- ①葬儀の実施、②残存家財等撤去の利用申込について

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並2階

電話 03-5347-1010